

ふるさと学習事業補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと学習事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、市内の小・中学生が菅原道真公ゆかりの地を訪れる学習ツアーを通して、「ふるさとを愛し、未来を創る」人材の育成を図るために実施する事業等に係る補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 実行委員会は、補助金を受けようとするときは、ふるさと学習事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又はこれに準ずる書類
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際して、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、ふるさと学習事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により実行委員会に通知するものとする。

(変更の承認)

第5条 実行委員会は、補助金の交付の申請内容を変更しようとするときは、ふるさと学習事業補助金交付変更承認申請書(第3号様式)

を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第6条 実行委員会は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内に、ふるさと学習事業実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 事業実績報告書又はこれに準ずる書類

（2） 収支決算書

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条に規定する事業実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ふるさと学習事業補助金交付額確定通知書（第5号様式）により実行委員会に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 実行委員会は前条の規定による通知を受けたときは、遅滞なくふるさと学習事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により適法な補助金の請求書の提出を受けたときは、速やかに実行委員会に補助金を交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

4 実行委員会は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、ふるさと学習事業補助金概算払交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告及び検査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、実行委員会に対し報告を求め、事業の施行状況を検査し、又は施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、実行委員会が補助金の交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付が不適当な事情が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ふるさと学習事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により実行委員会に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、ふるさと学習事業補助金返還命令書（第9号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 実行委員会は、確定された額が、概算払で既に交付を受けている額を下回るときは、その差額を市長に返納しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

ふるさと学習事業補助金交付申請書

ふるさと学習事業補助金の交付を受けたいので、ふるさと学習事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 _____ 円

添付資料

- （1）事業計画書又はこれに準ずる書類
- （2）収支予算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

ふるさと学習事業補助金交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

団 体 名

代表者名

防府市長

年 月 日付けで申請のあったふるさと学習事業補助金は、ふるさと学習事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件

申請者は、ふるさと学習事業補助金交付要綱に従うこと。

ふるさと学習事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のありましたふるさと学習事業補助金申請に係る内容について、変更の承認を受けたいので、ふるさと学習事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 変更後補助金交付申請額 金 _____ 円

3 変更内容及び理由

添付資料

- （1）事業計画書又はこれに準ずる書類（変更前後の内容を明記したもの）
- （2）収支予算書（変更前後の内容を明記したもの）
- （3）その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

ふるさと学習事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のありましたふるさと学習事業補助金に係る事業を完了したので、ふるさと学習事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付資料

- （1）事業実績報告書又はこれに準ずる書類
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

ふるさと学習事業補助金交付額確定通知書

指令 第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名

防府市長

年 月 日付け指令 第 号で交付決定したふるさと学習事業
補助金について、ふるさと学習事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記の
とおり補助金の交付額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助金交付確定額 金 _____ 円

ふるさと学習事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

年 月 日付け指令 第 号により交付額の確定通知のあり
ましたふるさと学習事業補助金について、ふるさと学習事業補助金交付要綱第 8
条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1

補助金交付確定額

金

円
- 2

補助金既受領額

金

円
- 3

今回補助金交付請求額

金

円

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
		普通 当座		フリガナ

ふるさと学習事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のありましたふるさと学習事業補助金について、下記のとおり概算払による交付を受けたいので、ふるさと学習事業補助金交付要綱第 8 条第 4 項の規定により請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金概算払交付請求額 金 円
- 3 概算払を請求する理由

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	口座名義人
		普通 当座		フリガナ

ふるさと学習事業補助金交付決定取消通知書

指令 第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名

防府市長

年 月 日付け指令 第 号により交付決定しましたふるさと学習事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、ふるさと学習事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し後の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 取消の理由 | | |

ふるさと学習事業補助金返還命令書

指令 第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名

防府市長

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を取り消したふるさと学習事業補助金について、ふるさと学習事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- | | | | |
|---|---------------|---------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し後の補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金既交付額 | 金 | 円 |
| 5 | 補助金返還命令額 | 金 | 円 |
| 6 | 補助金返還期限 | 年 月 日まで | |